

# 権利関係 民法 その他②

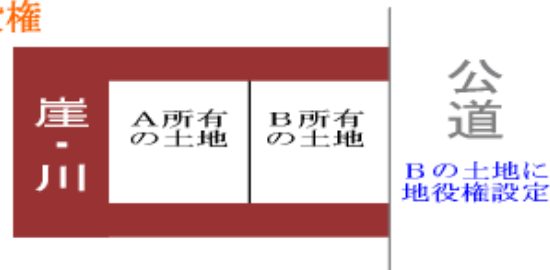
行政書士  
宅地建物取引主任者 **森瀬泰豊**

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

## 地上権

他人の土地の上に、建物・竹木を所有する目的  
地下・空中にも設定可能 地代の支払いは関係なし

## 地役権



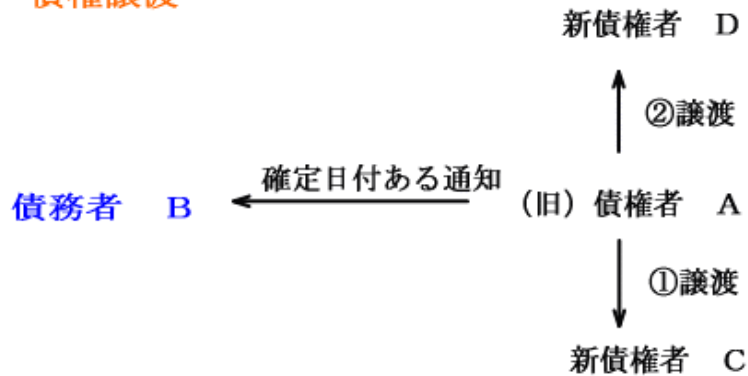
動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

## 債権譲渡



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

### 債権譲渡

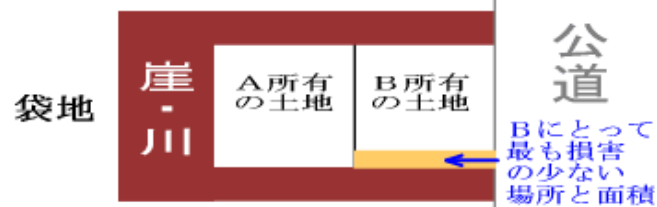


動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

### 相殺 (そうさい)

相殺適状 お互い 「同種の債権」 「履行期にある」  
自分の期限の利益は放棄できる

### 相隣関係 お隣さんとの関係



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

## 民法 その他② のポイント

- 地上権** 建物・竹木の所有を目的  
地下・空中にも設定できる  
地代の支払いは関係ない
- 地役権** 要役地 と 承役地の違い  
切り離して処分できない
- 債権譲渡** 債務者の承諾は不要  
旧債権者の通知か債務者の承諾が必要
- 相殺** 自分の期限の利益を放棄すれば相殺できる
- 相隣関係** 袋地は地役権と間違えない

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。